

(趣旨)

第1条 本規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、国際武道大学大学院(以下「本大学院」という。)において授与する学位、論文審査及び特定課題研究審査の方法並びに試験等に関する必要な事項を定める。

(授与する学位)

第2条 本大学院において授与する学位の種類は、国際武道大学大学院学則(平成8年3月16日制定。以下「大学院学則」という。)第20条に定める。

(学位授与の要件)

第3条 学位は、本大学院の修士課程において所定の単位を修得し、学位論文若しくは特定課題研究(以下「学位論文等」という。)の審査並びに最終試験に合格した者に授与する。
2 学位論文等に係る審査基準については、別に定める。

(申請論文等の提出)

第4条 学位授与の申請者は学位申請論文若しくは学位申請特定課題研究最終報告書(以下「申請論文等」という。)を研究科委員長を経て、学長に提出するものとする。
2 申請論文等は、和文又は欧文とし、製本して5部提出するものとする。

(申請論文等の審査及び論文審査会)

第5条 学長は、提出された申請論文等を研究科委員会にその審査を付託する。
2 研究科委員会は、前項の審査を行うため、主査1人、副査3人を選び論文審査会を組織する。
3 論文審査会は、申請論文等の審査及び最終試験を行う。
4 論文審査会については、主査が統括し、副査が審査する。
5 大学院学則第18条に規定する最終試験は、申請論文等を中心に、これに関連する科目について口頭又は筆記により行う。
6 論文審査会は、申請論文等の審査の結果、その内容が著しく不相当と認められたときは、試験を行わないことがある。

(申請論文等及び最終試験の期間)

第6条 申請論文等の審査及び最終試験は、2月末日までに終了するものとする。

(論文審査会の報告)

第7条 論文審査会は、申請論文等の審査及び試験を終了したときは、申請論文等の内容、審査結果及び試験結果の各要旨と共に、学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第8条 研究科委員会は、前条の議決を行うときは、総委員の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
2 研究科委員長は、前項の議決がなされたときは、文書により、速やかに学長に報告しなければならない。

(学位授与の決定)

第9条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与するか否かを決定する。

(学位記授与)

第10条 学長は、前条に基づき、学位の授与を可と決定した者に学位記を授与し、否と決定した者にはその旨を通知する。

(学位記授与の取消し)

第11条 修士の学位を授与された者に、次の各号の事実があったときは、研究科委員会の議を経て、学長は、学位の取消し及び学位記の返還を行い、かつ、その旨を公表するものとする。
(1) 不正の方法によって学位を授与されたとき。
(2) その名誉を汚す行為があったとき。
2 前項の議決を行うときは、第8条第1項の要件を必要とする。

(学位記の様式)

第12条 学位記の様式は、別記のとおりとする。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月24日)

この規程は、公告の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成26年2月14日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の第6条第2項の規定は、平成26年度以降の入学生から適用し、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(平成29年2月10日)

この規程は公告の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、特定課題研究については、平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学生は従前からの例に準ずる。